

さいたま市自転車等放置防止条例施行規則

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 155 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市自転車等放置防止条例(平成 13 年さいたま市条例第 205 号。以下「条例」という。)施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域標識の設置)

第 2 条 市長は、条例第 8 条第 4 項の規定により自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)である旨の標識(様式第 1 号。以下「区域標識」という。)を設置するときは、自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)から見やすいように設置するものとする。

(撤去の周知等)

第 3 条 市長は、条例第 10 条第 1 項の規定により自転車等を撤去しようとするときは、あらかじめ警告書、口頭による警告等必要な告知をするものとする。

- 2 市長は、前項の告知後に当該自転車等を撤去したときは、その旨を案内表示等により当該自転車等の利用者等に周知するものとする。

(保管自転車等台帳の記載)

第 4 条 市長は、条例第 10 条第 4 項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等について必要な事項を保管台帳に記載するものとする。

(一部改正〔平成 20 年規則 7 号〕)

(身分証明書等の様式)

第 5 条 条例第 11 条に規定する腕章は様式第 2 号、身分証明書は様式第 3 号のとおりとする。

(公示事項等)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の規定により公示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公示の日
- (2) 自転車等の種別及び型式
- (3) 車体に記載されている防犯登録番号、標識番号又は車体番号
- (4) 保管した自転車等が放置されていた区域
- (5) 保管を始めた年月日及び保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が保管した自転車等を返還するため必要と認められる事項

2 条例第12条第1項の規定により公示する期間は、14日間とする。

(一部改正〔平成20年規則7号〕)

(自転車等の返還手続)

第7条 市長は、保管した自転車等を利用者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該自転車等の返還を受けるべき利用者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第4号)と引換えに返還するものとする。

(自転車等の売却及び処分)

第8条 条例第12条第2項の規定による売却は、一般競争入札又は随意契約によるものとする。

2 条例第12条第3項に規定する廃棄等の処分とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄

(2) 譲与

(自転車等の売却代金の返還手続)

第9条 条例第12条第2項の規定により売却した自転車等の代金(以下「売却代金」という。)の返還を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、自転車等売却代金返還請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求者が売却代金の返還を受けべき利用者等であることを確認し、自転車等売却代金返還通知書(様式第6号)により当該請求者に通知するものとする。

(所有権が市に帰属した自転車等の措置)

第10条 条例第12条第4項の規定により所有権が市に帰属した自転車等の措置は、市長が別に定める。

(費用の徴収)

第11条 条例第13条の規定による措置に要した費用は、当該自転車等の利用者等に当該自転車等又は当該自転車等の売却代金を返還する際に徴収する。

(自転車等駐車対策協議会の組織)

第 12 条 条例第 14 条第 3 項に規定するさいたま市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係機関の職員又は構成員

2 条例第 14 条第 6 項に規定する臨時委員は、市長が委嘱する。

(一部改正〔平成 20 年規則 7 号・22 年 96 号・24 年 88 号・25 年 55 号〕)

(協議会の会長)

第 13 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 14 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第 15 条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

(一部改正〔平成 15 年規則 83 号・19 年 47 号〕)

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市自転車放置防止条例施行規則(昭和 59 年浦和市規則第 1 号)、大宮市自転車等放置防止条例施行規則(昭和 57 年大宮市規則第 62 号)又は与野市自転車放置防止条例施行規則(昭和 59 年与野市規則第 39 号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によ

りなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 合併前の規則に定める様式に係る用紙は、施行日以後においても当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市自転車放置防止条例施行規則(平成4年岩槻市規則第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年規則82号〕)

附 則(平成15年3月31日規則第83号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第82号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規則第47号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月10日規則第96号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月3日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年5月9日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略